

# 山形県土地利用審査会条例

昭和49年10月4日山形県条例第52号

(趣 旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第39条第10項の規定により、山形県土地利用審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 審査会の委員の定数は、7人以内とする。

(任 期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 前項の規定にかかわらず、法第12条第6項及び同条第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による確認に係る議事は、委員総数の過半数で決する。

6 前2項の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第9号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第17号抄)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第47号抄)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第7号抄)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第45号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。